

② 動・畜産物精密検査の方法

動物および畜産物の検査病名別の精密検査の方法は図表 40、図表 41 のとおりである。

図表 40 動物の検査病名別の精密検査の方法

動物	検査病名	検査方法	検査要領
牛	1.ブルセラ病	血清学的検査法	輸出入動物及び畜産物の伝染病精密検査方法
	2.結核病	ツベルクリン皮内反応法	
	3.ヨーネ病	血清学的検査法	
	4.バベシア病	血液塗抹標本検査法(総頭数の 1/10以上検査)	
	5.タイレリア病	血液塗抹標本検査法(総頭数の 1/10以上検査)または血清学的検査法	
	6.アナプラズマ病	血液塗抹標本検査法(総頭数の 1/10以上検査)または血清学的検査法	
	7.ブルータング病	血清学的検査法	
	8.ウシ白血病	血清学的検査法	
	9.牛レプトスピラ病	血清学的検査法(輸出国で船積する前に薬剤を投与しなかった動物に限る)	
	10.水疱性口内炎	血清学的検査法(発生地域産の動物に限る)	
	11.牛カンピロバクター症	原因体同定(種母牛に限る)	
	12.トリコモナス病	原因体同定(種母牛に限る)	
	13.血液学的検査	血液検査法(臨床検査結果、血液検査が必要であると認められた固体に限る)	
	14.その他の臨床検査や廃水検眼の結果、精密検査が必要と認められる伝染病	原因体同定またはその他の検査法	
豚	1.ブルセラ病	血清学的検査法	
	2.オーエスキー病	血清学的検査法	
	3.豚生殖器呼吸器症候群(PRRS)	血清学的検査法	
	4.レプトスピラ症	血清学的検査法(輸出国で船積する前に薬剤を投与しなかった動物に限る)	
	5.水泡性口炎	血清学的検査法(発生地域産の動物に限る)	
	6.血液学的検査	血清学的検査法(臨床検査結果、血液検査が必要であると認められた固体に限る)	
	7.その他の臨床検または廃水検眼結果、精密検査が必要であると認められる伝染病	原因体同定またはその他の検査法	
山羊 めん羊	1.ブルセラ病	血清学的検査法	
	2.結核病(めん羊除外)	ツベルクリン皮内反応法	

動物	検査病名	検査方法	検査要領
	3.ヨーネ病	血清学的検査法	
	4.ブルータング	血清学的検査法	
	5.水泡性口内炎	血清学的検査法(発生地域産の動物に限る)	
	6.マエディ・ビスナ	血清学的検査法(山羊除外)	
	7.血液学的検査	血液検査法(臨床検査結果、血液検査が必要であると認められた固体に限る)	
	8.その他の臨床検査または廃水検眼結果、精密検査の必要があると認められる伝染病	原因体同定またはその他の検査法	
馬	1.馬伝染性貧血	血清学的検査法	
	2.馬ピロプラズマ病	血清学的検査法	
	3.馬伝染性動脈炎	血清学的検査法	
	4.馬伝染性子宮炎	原因体同定、または血清学的検査法(去勢した雄馬は除外)	
	5.水泡性口内炎	血清学的検査法(発生地域産の動物に限る)	
	6.口蹄疫	血清学的検査法(輸出する時、過去2年以内に口蹄疫が発生した国より輸入された馬および疑いのある輸入馬)	
	7.鼻疽	血清学的検査法(輸出する時、過去2年以内に口蹄疫が発生した国より輸入された馬および疑いのある輸入馬)	
	8.血液学的検査	血液検査(臨床検査結果、血液検査が必要と認めた個体のみ)	
	9.その他臨床検査、または廃水検眼結果、精密検査の必要があると認められる伝染病	原因体同定またはその他の検査法	
鹿	1.ブルセラ病	血清学的検査法	
	2.結核病	ツベルクリン皮内反応法	
	3.ヨーネ病	血清学的検査法	
	4.ブルータング	血清学的検査法	
	5.レプトスピラ症	血清学的検査法(輸出国で船積する前に薬剤を投与しなかった動物に限る)	
	6.水泡性口内炎	血清学的検査法(発生地域産の動物に限る)	
	7.血液学的検査	血液検査法(臨床検査結果、血液検査が必要であると認められた固体に限る)	
	8.その他臨床検査、または廃水検眼結果、精密検査の必要があると認められる伝染病	原因体同定またはその他の検査法	
蜜蜂	1.腐蛆病	ミルクテストおよび原因体同定	
	2.寄生ダニ類	原因体同定	

動物	検査病名	検査方法	検査要領
	3. サック・ブルード病	原因体同定	
	4. チョーク病	原因体同定	
	5. その他臨床検査、または廃水検眼結果、精密検査の必要があると認められる伝染病	原因体同定またはその他の検査法	
家禽	1. ニューカッスル病	血清学的検査法	
	2. 雛白痢	血清学的検査法、または原因体同定	
	3. 家禽チフス	血清学的検査法、または原因体同定	
	4. 鶏マイコプラズマ病	血清学的検査法	
	5. 鶏伝染性気管支炎	血清学的検査法	
	6. 伝染性ファブリキウス嚢病	血清学的検査法	
	7. 家禽コレラ	原因体同定	
	8. 鶏脳脊髄炎	血清学的検査法	
	9. 鶏伝染性喉頭気管炎	血清学的検査法	
	10. 鶏インフルエンザ	血清学的検査法	
	11. マレク病	血清学的検査法	
	12. その他臨床検査、または廃水検眼結果、精密検査の必要があると認められる伝染病	原因体同定またはその他の検査法	
ダチョウ類	1. 鳥インフルエンザ	血清学的検査法	
	2. ニューカッスル病	血清学的検査法	
	3. 雛白痢	血清学的検査法、または原因体同定	
	4. 家禽チフス	血清学的検査法、または原因体同定	
	5. 鶏マイコプラズマ病	血清学的検査法	
	6. 伝染性ファブリキウス嚢病	血清学的検査法	
	7. その他の臨床検または廃水検眼結果、精密検査が必要であると認められる伝染病	原因体同定またはその他の検査法	
初生雛	1. 雛白痢	原因体同定	
	2. 家禽チフス	原因体同定	
	3. サルモネラ感染症	原因体同定	
	4. その他の臨床検または廃水検眼結果、精密検査が必要であると認められる伝染病	原因体同定またはその他の検査法	
前項以外の動物	臨床検査結果、精密検査の必要があると認められる伝染病	原因体同定またはその他の検査法	

※ ただし、上記検査対象の疾病のうち、輸入衛生条件により、輸出国で非発生疾病と明示された疾病、OIE年報または輸出国政府の疾病発生情報などで発生しなかったと確認した疾病予防接種を実施した疾病(ブルセラ病を除く)の場合は、精密検査を省略できる。

図表 41 畜産物の検査病名別の精密検査の方法

品名	検査病名	検査方法	検査要領
牛精液	ブルセラ病	精液反応検査	輸出入動物及び畜産物の伝染病精密検査方法
山羊・めん羊精液	ブルセラ病	精液反応検査	
豚精液	1. ブルセラ病	精液反応検査	
	2. オーエスキー病	原因体同定	
	3. 豚生殖器呼吸器症候群	遺伝子検出法	
馬精液	1. 馬伝染性動脈炎	原因体同定	
	2. 馬伝染性子宮炎	原因体同定	
種卵	1. 鳥インフルエンザ	原因体同定	
	2. ニューカッスル病	原因体同定	
	3. 家禽チフス	原因体同定	
	4. 雛白痢	原因体同定	
	5. その他防疫上必要と認められる伝染病	原因体同定またはその他の検査法	
食用畜産物、原皮、原毛および飼料原料として使用する畜産物	1. 炭疽菌	Ascoli Test、原因体同定	
	2. 結核菌	原因体同定	
	3. ブルセラ菌	原因体同定	

2) 植物の検査方法

植物の検査方法の種類は、書類検査、現場検査、実験室精密検査、隔離栽培検査の4種類がある（植物防疫法施行規則第18条第1項）このうち、現場検査における品目別の現場検査数量を図表42に示す（植物防疫法施行規則第18条第2項、別表3）¹³⁹。

図表 42 品目別の現場検査数量

1.栽植用

植物の種類	検査数量
ア. 柑橘類・リンゴ・ナシ・クルミ・ブドウなどの温帯果樹類植物とその部分	全量
イ. アボカド・キウイフルーツ・パイナップル・マンゴーなどの熱帯・亜熱帯果樹類植物とその部分	1) 株数単位で輸入する場合
	1,000 株未満:50%以上(最大 500 株未満)
	1,000 株～2,000 株未満:500 株
	2,000 株～5,000 株未満:750 株
	5,000 株以上:1,000 株
	2) 重量単位で輸入する場合(挿し穂・接穂などの植物の一部である場合にのみ該当する)
	10 kg 未満:50%以上(最大 5 kg 未満)
	10 kg～20 kg 未満:5 kg
	20 kg～50 kg 未満:7.5 kg
ウ. カーネーション・菊・バラ・サボテン・ソテツ・ヤシ・ライラック・ドラセナなど花卉類の植物とその部分は、松・カラマツなどの森林植物、第1号・第2号に規定したものの以外の植物	1) 注水単位で輸入する場合
	2,000 株未満:30%以上(最大 600 株未満)
	2,000 株～1 万株未満:600 株
	1 万株～5 万株未満:900 株
	5 万株以上:1,200 株
	2) 重量単位で輸入する場合(挿し穂・接穂などの植物の一部である場合にのみ該当する)
	200 kg 未満:30%以上(最大 60 kg 未満)
	200 kg～1 トン未満:60 kg
	1 トン～5 トン未満:90 kg
エ. サツマイモの塊根とジャガイモの塊茎	5 トン以上:120 kg
	1 トン未満:50%以上(最大 500 kg 未満)
	1 トン～20 トン未満:500 kg
オ)ユリ・チューリップ・水仙・ヒヤシンス・グラジオラス・ニンニクなど花卉や野菜の球	20 トン以上:750 kg
	1) 数単位で輸入する場合
5,000 個未満:20%以上(最大 1,000 個未満)	

¹³⁹ なお、植物検査の方法と基準等の実務的詳細は「輸入植物の検査要領」（農林水産検査本部告示）の別表において植物類別輸送形態別に定められている。

植物の種類	検査数量
根類	5,000～5万個未満:1,000個
	5万個～10万個未満:1,250個
	10万人以上:1,500個
	2)重量単位で輸入する場合[子球に限る。]
	100kg未満:20%以上(最大20kg未満)
	0.1トン～1トン未満:20kg
	1トン～20トン:25kg
	20トン以上:30kg
カ)容器に封入された、きのこ種菌・組織培養植物とその部分	500個未満:3%以上(最大15個未満)
	500～1,000個未満:15個
	1,000～5,000個未満:30個
	5,000以上:45個
キ)稲・麦・トウモロコシ・アワ・キビ・豆・小豆・枝豆などの穀類の種子	0.1トン未満:20%以上(最大20kg未満)
	0.1トン～5トン未満:20kg
	5トン～50トン未満:30kg
	50トン以上:40kg
ク)穀類の種子以外の野菜・花卉・樹木類・牧草類などの種子	0.1トン未満:10%以上(最大10kg未満)
	0.1トン～5トン未満:10kg
	5トン～50トン未満:15kg
	50トン以上:20kg

2.非栽植用

植物の種類	検査数量
ア)花卉類の切花と折枝	3,000個未満:20%以上(最大600個未満)
	3,000個～15,000個未満:600個
	15,000～3万個未満:900個
	3万人以上:1,200人
イ)小麦・大豆・インゲン・ササゲ・落花生・トウゴマ・アマ・コブラ・稲・麦・キビ・アワ・トウモロコシなどとして、有料・醸造・製粉・肥料・飼料・食糧に使われる植物	20トン未満:0.5%以上(最大100kg未満)
	20トン～500トン未満:100kg
	500トン～2,000トン未満:150kg
	2,000トン～1万トン未満:200kg
	1万トン～2万トン未満:250kg
2万トン以上:300kg	
ウ)アマ・麻・アバカなどの粗繊維、わら・かます・縄などのわら製品、コショウ・コーヒー豆・ココア豆などの香辛料や嗜好品の原料、漢方薬、乾燥果実、乾燥野菜、冷凍果実、冷凍野菜その他雑貨類	20トン未満:0.5%以上(最大100kg未満)
	20トン～100トン未満:100kg
	100トン～500トン未満:150kg
	500トン以上:200kg
エ)生果実、生野菜の実・葉又は根、ジ	20トン未満:2%以上(最大400kg未満)

植物の種類	検査数量
ヤガイモ、サツマイモ、山芋	20トン～100トン未満:400 kg
	100トン～500トン未満:500 kg
	500トン以上:600 kg
オ)木材・竹	種類別に2%
カ)ウッドチップ・おがくず	20トン未満:0.5%以上(最大100kg未満)
	20トン～500トン未満:100 kg
	500トン～2,000トン未満:150 kg
	2,000トン～1万トン未満:200 kg
	1万トン～2万トン未満:250 kg
2万トン以上:300 kg	
キ)法第10条第2項第1号・第3号に基づいて輸入される禁制品	全量

<備考>

- 1.上記の基準にない植物は、類似の植物の基準を適用する。
- 2.全量を検査していないときは、その検査数量を無作為に抽出する。
- 3.検査数量の現場検査の結果、病害虫が発見されなかったが、植物などの状態で見ても病害虫が付着している可能性がかなり高いと判断される場合には、検査数量の範囲内で追加のチェックをすることができる。
- 4.輸出国や到着地で義務的に消毒措置をするように要求する植物や病害虫のリスク分析結果のリスクが低い植物については、植物検疫院長が定める基準に基づいて検査する量を減らすことができる。
- 5.袋・箱など包装された植物のうち、植物検疫院枚定めた実験室精密検査対象植物は、次の検査標本の抽出基準に従った包装で、上記の表の検査する数量を抽出して検査する。ただし、次の場合には、個別に適用する。
 - ア)1つの包装の重量が100kg以上の場合には標本抽出数を2分の1に減らして抽出することができる。
 - イ)検査標本の抽出条件に基づいて、その包装から抽出した数量が検査数量以下の場合には、検査数量と同等の数量を抽出しなければならない。

検査標本の抽出基準

包装数	標本抽出梱包数	包装数	標本抽出梱包数
1～6	全体	125～134	18
7～14	6	135～144	19
15～24	7	145～154	20
25～34	8	155～164	21
35～44	9	165～174	22
45～54	10	175～184	23
55～64	11	185～194	24
65～74	12	195～204	25
75～84	13	205～214	26
85～94	14	215～224	27
95～104	15	225～234	28
105～114	16	235～244	29
115～124	17	245以上	30以上

3) 水産物の検査方法

水産動物の指定検疫物の検疫方法及び基準等は「輸出入の指定検疫物の検疫方法及び基準等に関する告示」（農林水産検疫検査部告示）の別表において定められている（水産動物疾病管理法第27条、水産動物疾病管理法施行規則第29条）。以下、その内容について示す。

① 指定検疫物検疫方法

1. 臨床検査

- 1) 泳ぎ方や行動が正常かどうか
- 2) 外部所見：体色、体型が正常かどうか、腹部、えら、眼球、体表などが正常かどうか
- 3) 解剖学的所見（ただし、検疫官は泳ぎ方や行動が正常かどうか、および外部検査の結果、異常の兆候がないと判断されるときは、解剖学的検査を省略することができる）：
腹腔、臓器などの異常の有無

2. 精密検査

本部長が定める水産動物の疾病診断指針に従う。ただし、この指針にない場合は、国際獣疫事務局（OIE）で規定している水生動物診断マニュアルや国際的に通用する認定試験方法による。

② 指定検疫物検体試料の採取

試料の採取は、移植用、観賞用・試験研究調査用、食用といった輸入用途に応じて定められている。食用目的の場合の採取数量を図表 43 に示す。

なお、指定検疫物検体試料の採取については、以下のとおり規定されている。

- ・臨床検査用試料採取は輸入用途に応じて実施することを原則とするが、成育条件、品種、個体のサイズ、申請数量、価格などを考慮して臨床検査に支障のない範囲内で最小の数量を採取することができる。ただし、貝類や甲殻類は、臨床検査に必要な十分な試料を別の方法で採取することができる。
- ・精密検査用試料採取は上記の試料採取量で臨床症状を示す個体を優先的に採取しなければならない。ただし、大型魚種と高価な魚種である場合、精密検査に支障のない最小の数量を採取することができる。

図表 43 動物の疾病別の検査方法および検査試料

申請数量	採取数量(個)
1トン未満	3
1トン以上3トン未満	5
3トン以上5トン未満	7
5トン以上10トン未満	9
10トン以上20トン未満	11
20トン以上	13

4) 加工食品の検査方法

輸入食品の輸入申告時の検査方法については、食品衛生法施行規則別表 4 に規定されている（食品衛生法第 19 条第 1 項、食品衛生法施行規則第 12 条第 2 項、別表 4）。

① 検査方法

1. 書類検査

申告書類などを検討し適合するかどうかを判断する。次の食品などが対象である。

- ・外貨獲得のために輸入する食品など（観光用に輸入する食品などは除く）。
- ・食品製造・加工業、食品添加物製造業や容器・包装類製造業の営業届出をした者が、自社の製品を生産するために直接または委託して輸入する食品等、また食品を直接製造・加工せず、他社に依頼して製造・加工された食品を自社のブランドで流通・販売する営業をしている者が、製造・加工を依頼した製品の原料として輸入する食品など
- ・研究・調査に使用する食品等
- ・畜産物加工業の営業許可を受けた者が、自社製品製造のための原料として輸入する食品など
- ・精製・加工を経なければならない食品または食品添加物の原料
- ・その他

2. 官能検査

製品の性質・状態・味・におい・色・表示・包装の状態と精密検査履歴などを総合して、食品医薬品安全庁長が定める基準により適合するかどうかを判断する。次の食品などが対象である。

- ・食用を目的とする原料性の農産物・林産物・水産物として食品等の基準と規格が設定されていないもの（食品添加物や他の原料を使用せず、原形を調べることができるほど、単純に切ったり皮をはがしたり乾燥したり、塩に漬けたり熟成させたり、加熱したり、冷凍するなどの加工過程を経ても食品の状態を官能的に確認できるように処理したものを含む。）
- ・書類検査の対象のうち、地方食品医薬品安全庁長が官能検査が必要と認める食品など
- ・その他

3. 精密検査

物理的・化学的または微生物学的方法によって実施する。次の食品などが対象である。

- ・最初に輸入する食品など
- ・国内外で有害物質などが含まれていることが知られ、問題が提起された食品など
- ・官能検査の結果、食品衛生上の危害が発生するおそれがあると認められる食品など
- ・その他

4. ランダムサンプル検査

精密検査対象を除く食品等について、標本抽出計画に従って物理的・化学的または微生物学的方法で実施する。次の食品などが対象である。

- ・精密検査を受けた食品など
- ・書類検査または官能検査対象のうち、輸入食品等の安全性確保のためにランダムな標本検査が必要と認める食品など

② 試料の採取

試料の採取は、通常の国内で流通している食品と同様の方法（食品公典 第9 検体の採取と取扱い方法¹⁴⁰）に従うものとされている。すなわち、

- ・ 検体は検査目的、検査項目などを考慮して検査対象全体を代表することができる最小限度の量を回収しなければならない。
- ・ 検体採取時には、検体採取決定表（図表 44）に従って検体を採取する。

検体採取量は図表 45 の採取量に従うこととされている（食品衛生法施行規則別表 8）。

図表 44 検体採取決定表¹⁴¹

対象サイズ (kg)	検体採取ポイント数 (以上)	試験検体数
～5,000	2	1
5,000～15,000	3	1
15,000～25,000	5	1
25,000～	8 (4×2)	2

※25,000 kg 以上の検査対象の場合には、4 カ所以上で採取。混合して1つにすることで、合計2つの検体を採取して検査する。

図表 45 検体採取量

食品の種類	採取量	備考
1)加工食品	600g (Mℓ) (ただし、カプセル類は200g)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採取量は検体別重量または容量を合計したものであり、検査に必要な試験材料1件当たりの採取量の範囲内で収集しなければならない。ただし、検体採取による汚染など小分け・採取することが難しい場合には、収集量を超過しても、最小包装単位そのまま採取することができる。 ・ 細菌発育検査項目がある場合や缶詰食品は4つ(細菌発育検査用3個、その他理化学検査用1個)を採取しなければならない。 ・ 2つ以上を回収する場合には、その容器又は包装に製造年月日が同じものでなければならない。 ・ 容量の確認をしなければならぬ場合には、収集量を超過しても、食品などの基準と規格で定められた容量の確認に必要な量を追加して回収することができる。 ・ 分析の中で最終確認などのために追加で検体が必要な場合は、追加で検体を収集することができる。
2)フライ処理製品	1kg	
3)天然産物 ○穀類・豆類 やその他の天然産物	1～3kg	
○野菜類 ○果実類 ○水産物	1～3kg 3～5kg 0.3～4kg	

(5) 輸入食品の寄生虫および微生物に係る規格基準

1) 輸入動物（畜産物）の寄生虫および微生物に係る規格基準

家畜伝染病予防法において、以下のいずれかに該当する指定検疫物は不合格品として処分（焼却、埋却、廃棄等）される（家畜伝染病予防法第44条第1項）。

- ・ 衛生条件を遵守しなかったもの¹⁴²

¹⁴⁰ 食品公典 第9 検体の採取と取扱い方法 (http://fse.foodnara.go.kr/residue/RS/jsp/menu_02_01_01.jsp)

¹⁴¹ 食品公典 第9 検体の採取と取扱い方法 3. 検体採取の一般的な原則 (http://fse.foodnara.go.kr/residue/RS/jsp/menu_02_01_03.jsp?idx=252)

¹⁴² 家畜伝染病予防法第34条第2項において、「農林水産食品部長官は、家畜防疫上または公衆衛生上必要と認める場合には、検疫証明書の内容に関連し、輸出国の検疫の内容と衛生状況などの衛生条件を定めて告示することができる」とされている。この条項に基づいて規定される輸入衛生条件には、種卵、ウサギ肉など検疫物について規定されるものもあれば、日本産鶏肉、ドイツ産豚肉、カナダ産鹿受胎卵など輸出国と検疫物の組合せについて規定されるものもある。

- ・家畜伝染病の病原体によって汚染されたり汚染されたものと認められるもの
- ・有毒・有害物質が含まれているか、含まれているものと認められるもの
- ・腐ったり、上限もので、公衆衛生上のためには、発生したものと認められるもの
- ・他の物質が混ざって入ったり、添加されたか、その他の理由で、公衆衛生上のためには、発生したものと認められるもの

なお、家畜伝染病予防法における家畜伝染病は、図表 46 に示す家畜を対象として¹⁴³、図表 47 に示す伝染病が規定されている¹⁴⁴。

図表 46 家畜伝染病の対象家畜

法第2条第1項	牛、馬、ロバ、ラバ、羊（めん羊などヤギを含む。以下同じ）、鹿、豚、鶏、アヒル、七面鳥、ガチョウ、犬、ウサギ、ミツバチとその他大統領令で定める動物
施行令第2条	1. 猫 2. ダチョウ 3. その他の飼育する動物の中で家畜伝染病が発生したり、広がることを防ぐために必要と認めて農林水産食品部長官が定めて告示する動物
農林水産食品部告示「家畜で定めるその他の動物」	1. 獣（2種）：アナグマ、ニュトウリア 2. 家禽（2種）：ダチョウ、キジ 3. 観賞用鳥類（15種）：十姉妹、キンカチョウ、文鳥、コキンチョウ、キンセイチョウ、コモンチョウ、ナンヨウセイコウチョウ、ヒノマルチヨウ、カナリア、インコ、ハト、金鶏、銀鶏、ハッカ、クジャク 4. その他（1種）：ミミズ

図表 47 家畜伝染病

種別	家畜伝染病
第1種家畜伝染病	牛疫、牛肺疫、口蹄疫、小反芻獣疫、ブルータング病、リフトバレー熱、ランピースキン病、羊痘、水疱性口内炎、アフリカ馬疫、アフリカ豚熱病、豚コレラ、豚水疱病、ニューカッスル病及び高病原性鳥インフルエンザ
第2種家畜伝染病	炭疽、気腫疽、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、牛海綿状脳症、Q熱、豚オーエスキー病、豚日本脳炎、豚テッセン病、スクレイピー、鼻疽、馬伝染性貧血、馬ウイルス性動脈炎、

¹⁴³ 家畜伝染病予防法第2条第1項、家畜伝染病予防法施行令第2条、農林水産食品部告示第2009-190号「家畜で定めるその他の動物」

¹⁴⁴ 家畜伝染病予防法第2条第2項

	<p>口疫、馬伝染性子宮炎、東部馬脳炎、西部馬脳炎、ベネズエラ馬脳炎、雛白痢、家禽チフス、家禽コレラ、狂犬病、鹿慢性消耗性疾患及びその他これに準ずる疾病として農林水産食品部令で定める家畜の伝染性疾病（施行規則第 2 条第 1 項：タイレリア病（Theileriosis、タイレリア・パルバとタイレリア・アニューレータに限る。）、バベシア病（Babesiosis、バベシア・ビゲミナ、バベシア・ボビスに限る。）、アナプラズマ病（Anaplasmosis、アナプラズマ・マージナーレのみ該当）、アヒルウイルス性肝炎、アヒルウイルス性腸炎、馬ウエストナイル熱、豚インフルエンザ（H5 または H7 血清型ウイルスと新型インフルエンザ A (H1N1) ウイルスに限る。）、腐疽病）</p>
<p>第 3 種家畜伝染病</p>	<p>牛流行熱、アカバネ病、鶏マイコプラズマ病、低病原性鳥インフルエンザ、腐蛆病及びその他これに準ずる疾病として農林水産食品部令で定める家畜の伝染性疾病（牛伝染性鼻気管炎、ウシ白血病（Leukosis, 地方病性ウシ白血病のみ該当）、牛レプトスピラ病（Leptospirosis）、豚伝染性胃腸炎、豚丹毒、豚生殖器呼吸器症候群、豚流行性下痢、豚萎縮性鼻炎、鶏脳脊髄炎、鶏伝染性喉頭気管炎、鶏伝染性気管支炎、マレク病、鶏伝染性ファブリシアス嚢病）</p>

2) 輸入植物の寄生虫および微生物に係る規格基準

(3) 2②で示したとおり、植物検疫の検査対象物のうち「病害虫」が、植物に害を及ぼす真菌、粘菌、細菌、ウイルス、昆虫、ダニ、線虫、カタツムリやその他の無脊椎動物などを含むものとして規定されている（植物防疫法第2条第2号）。

「病害虫」のうち、消毒・廃棄等の措置をとらなかった場合の植物に害を及ぼす程度が大きいと認められるものが「規制病害虫」と定義されており、「検疫病害虫」と「規制非検疫病害虫」の区分がある（植物防疫法第2条第4号）。「検疫病害虫」とは、潜在的に大きな経済的被害を与えるおそれがある、国内に分布していない病害虫または国内の一部の地域に分布しているが発生予察などの措置を取っている病害虫のうち、農林水産食品部令で定めるものとされている（植物防疫法第2条第5号）。さらに検疫病害虫は禁止病害虫と管理病害虫に区分されている（植物防疫法施行規則第4条）。

これらの区分に応じて処分方法が図表48に示すとおり定められている（植物防疫法施行規則第18条第3項、第5項）なお、輸入禁止植物、禁止区域、禁止病害虫は図表49に示すとおりである（植物防疫法第10条第1項第1号、植物防疫法施行規則第12条、別表1）。

図表 48 韓国の外来病害虫管理システム¹⁴⁵

区分		管理方法	処分方法
病害虫	規制病害虫	検疫病害虫	輸入禁止
		禁止病害虫	
		管理病害虫	消毒・廃棄等
	規制非検疫病害虫	通知（49）	消毒・廃棄等
	暫定規制病害虫	PRA 対象	消毒・廃棄等
非検疫病害虫	—	—	

¹⁴⁵ 農林水産検疫検査本部植物検疫部 HP (http://www.qia.go.kr/plant/pest/plant_insec_rule.jsp)に基づき三菱総合研究所作成

図表 49 輸入禁止植物、禁止区域、禁止病害虫¹⁴⁶

禁止植物	禁止地域	禁止病害虫	
1. 稲・もみ殻・稲わらとその加工品(もみ殻を剥いた米と検査検査本部長が定めて告示したもみ殻は除く)	- 世界全地域(日本及び台湾を除く)	イネクキセンチュウ [<i>Ditylenchus angustus</i>] イネミイラ穂病菌 [<i>Balansia oryzae-sativae</i>]	
2. 生果実、結実植物の生果実、マメ科植物の枝豆類(ココナッツ、パイナップル及び未成熟バナナは除く)	品目別には次の輸入許容地域を除く世界全地域	チチュウカイミバエ [<i>Ceratitis capitata</i>] - <i>Ceratitis quinaria</i> - <i>Ceratitis rosa</i> - <i>Bactrocera aquilonis</i> - <i>Bactrocera carambolae</i> - <i>Bactrocera correcta</i>	
	品目別	輸入許容地域	
	柿	[アメリカ]ハワイ州、テキサス州とフロリダ州を除く全地域 [日本]全地域 [ニュージーランド]全地域	ミカンコミバエ種群 [<i>Bactrocera dorsalis species complex</i>] - <i>Bactrocera halfordiae</i> - <i>Bactrocera jarvisi</i> - <i>Bactrocera latifrons</i> - <i>Bactrocera neohumeralis</i> - <i>Bactrocera papayae</i> - <i>Bactrocera tau</i>
	ぶどう	[アメリカ]ハワイ州とテキサス州を除く全地域 [日本]全地域 [ニュージーランド]全地域	- <i>Bactrocera trivialis</i> インスランドミバエ [<i>Bactrocera tryoni</i>] - <i>Bactrocera tuberculata</i>
	キウイフルーツ (<i>Actinidia chinensis</i> 、 <i>Actinidiadeliciosa</i>)	[アメリカ]ハワイ州を除く全地域 [日本]全地域 [ニュージーランド]全地域	ウリミバエ [<i>Bactrocera cucurbitae</i>] 日本のオレンジミバエ(ミヤケ) [<i>Bactrocera tsuneonis</i>] - <i>Bactrocera umbrosa</i> - <i>Bactrocera zonata</i>
	さるなしの実 (<i>Actinidia arguta</i>)	[ニュージーランド]全地域	ミナミアメリカミバエ [<i>Anastrepha fraterculus</i>] メキシコミバエ [<i>Anastrepha ludens</i>] カリブミバエ
	グレープフルーツ	[アメリカ]ハワイ州、テキサス州とフロリダ州を除く全地域 [日本]九州と琉球列島を除く全地域	[<i>Anastrepha suspensa</i>] - <i>Anastrepha serpentina</i> - <i>Anastrepha obliqua</i> ヨーロッパアウトウミバエ [<i>Rhagoletis cerasi</i>] - <i>Rhagoletis cingulata</i> - <i>Rhagoletis completa</i> セイブアウトウミバエ [<i>Rhagoletis indifferens</i>] - <i>Rhagoletis fausta</i>
	みかん レモン	[アメリカ]ハワイ州、テキサス州とフロリダ州を除く全地域 [日本]九州と琉球列島を除く全地域 [ニュージーランド]全地域	リンゴミバエ [<i>Rhagoletis pomonella</i>] - <i>Rhagoletis suavis</i> トウガラシミバエ [<i>Zonosemata electa</i>] - <i>Anastrepha distincta</i> - <i>Anastrepha pseudoparallela</i> - <i>Anastrepha striata</i> - <i>Bactrocera cucumis</i>
	ライム	[アメリカ]ハワイ州、テキサス州とフロリダ州を除く全地域	
	柚子	[日本]九州と琉球列島を除く全地域	
	甘柿 カボチャ	[日本]全地域 [ニュージーランド]全地域	
	ドリアン	[タイ]全地域	

¹⁴⁶ 日本貿易振興機構「韓国 貿易管理制度 輸入品目規制 植物防疫法施行規則(抜粋)」
(http://www.jetro.go.jp/jfile/country/kr/trade_02/pdfs/2shokubutsubouekihou.pdf)

禁止植物	禁止地域		禁止病害虫
	さくらんぼ トマト 苺	[日本]全地域	- <i>Bactrocera fraunfeldi</i> - <i>Bactrocera kraussi</i> - <i>Bactrocera murrayi</i> - <i>Bactrocera opiliae</i> コドリシガ [<i>Cydia pomonella</i>] スモモヒメハマキ
	アボガド	[アメリカ]ハワイ州、テキサス州とフロ リダ州を除く全地域 [ニュージーランド]全地域	[<i>Cydia funebrana</i>] リンゴコシクイ [<i>Grapholita inopinata</i>] アメリカリンゴコシクイ [<i>Grapholita prunivora</i>] - <i>Grapholita prunivorana</i>
	ザクロ	[イラン] Sistan と Baluchistan Province を除く全地域 [ウズベキスタン]全地域	モモキバガ [<i>Anarsia lineatella</i>] スモモゾウムシ [<i>Conotrachelus nenuphar</i>] - <i>Cryptophlebia leucotreta</i> - <i>Carpomya pardalina</i>
	苔桃	[ネパール]全地域 [インドネシア]全地域	
	真桑瓜	[日本]全地域 [ウズベキスタン]全地域	
3. 胡桃の実 [脱殻されたものは除く]	- アジア:レバノン、ミャンマー、シリア、アフガニスタン、ヨ ルダン、イラク、イラン、イスラエル、インド、中国、トルコ、 パキスタン - ヨーロッパ:全地域 - アフリカ:全地域 - 北アメリカ:カナダ、アメリカ、メキシコ - 南アメリカ:ボリビア、ブラジル、アルゼンチン、ウルグア イ、チリ、コロンビア、ペルー - オセアニア及び太平洋地域:オーストラリア、ニュージー ランド - ロシア、ウクライナ、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルド バ、アルメニア、アゼルバイジャン、カザフスタン、ウズベ キスタン、タジキスタン、キルギス、グルジア、エストニ ア、リトアニア、ラトビア	コドリシガ [<i>Cydia pomonella</i>]	
4. ジャガイモ、トマト種子	- アジア:アフガニスタン、中国(河北、黒龍江、江蘇、青 海省に限る)、インド(ヒマーチャル・ブラデーシュ、マハ ラーシュトラ地域に限る) - ヨーロッパ:ベラルーシ、ドイツ、ポーランド、ロシア、イギ リス(イングランド、ウェールズ地域に限る) - アフリカ:エジプト、ナイジェリア - 北アメリカ:アメリカ(カンザス、メイン、メリーランド、ミシガ ン、ミネソタ、ミシシッピ、ネブラスカ、ニューハンプシャ ー、ニューヨーク、ノースダコタ、オハイオ、ウィスコンシ ン、ワイオミング州に限る) - 中央アメリカ:コスタリカ - 南アメリカ:アルゼンチン、チリ、ペルー、ベネズエラ	ジャガイモやせいも病ウイルス [Potato spindle tuber viroid]	

禁止植物	禁止地域	禁止病害虫						
	- オセアニア:ニュージーランド							
5. サツマイモ属植物、アサガオ属植物、ヒルガオ属植物、麻属植物、ネナシカズラ属植物の生茎葉と生植物の地下部、キャッサバ生植物の地下部	- アジア:ラオス、マレーシア、バングラデシュ、ベトナム、ブルネイ、ミャンマー、シンガポール、スリランカ、インドネシア、インド、中国、台湾、カンボジア、タイ、パキスタン、フィリピン、日本(北緯 30 度以南の大東諸島を含めた南西諸島及び小笠原諸島に限る)、モルジブ、ココス島、クリスマス島、ベスカドレス諸島、British Indian Ocean Territory - アフリカ:全地域 - 北アメリカ:アメリカ、メキシコ、西インド諸島 - 南アメリカ:ガイアナ、ベネズエラ、ブラジル、スリナム、ペルー、フランス領ギアナ、パラグアイ - オセアニア及び太平洋地域:オーストラリア、パプアニューギニア、ミクロネシア、メラネシア、ポリネシア、ハワイ諸島	アリモドキゾウムシ [<i>Cylas formicarius</i>] イモゾウムシ [<i>Euscepes postfasciatus</i>]						
6. 麦属 (<i>Hordeum</i> spp.)、小麦属 (<i>Triticum</i> spp.)、ライ麦属、カモジグサ属及びライ小麦 (<i>Triticum secale</i> spp.) 植物の茎葉とその加工品(検疫検査本部長が定めて告示した方法で加工するものは除く)	- アジア:イラク、イスラエル、イラン、トルコ、シリア - ヨーロッパ:全地域 - アフリカ:アルジェリア、モロッコ、チュニジア - 北アメリカ:全地域(西インド諸島を除く。) - オセアニア及び太平洋地域:ニュージーランド - グルジア、ラトビア、カザフスタン、ロシア、ウクライナ	ヘシアンバエ [<i>Mayetiola destructor</i>]						
7. 茄子科植物及びサツマイモ属植物の生茎葉と生植物の地下部	品目別に次の輸入許容地域を除く世界全地域 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">品目別</th> <th>輸入許容地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茄子科植物の生茎葉</td> <td>[日本]北海道、九州を除く全地域</td> </tr> <tr> <td>サツマイモ属植物の生茎葉、茄子科植物及びサツマイモ属植物の生植物の地下部</td> <td>[日本]北海道・九州を除く全地域 [アメリカ]メリーランド、ペンシルベニア、ウェストバージニア、ニューヨーク、ユタ、ネブラスカ、カリフォルニア、モンタナ、アリゾナ、コロラド、ニューメキシコ、ノースダコタ、カンザス、ワイオミング、デラウェア、オクラホマ、サウスダコタ、ネバダ州を除く全地域 [オーストラリア]ビクトリア、ウェストオーストラリア州を除く全地域</td> </tr> </tbody> </table>	品目別	輸入許容地域	茄子科植物の生茎葉	[日本]北海道、九州を除く全地域	サツマイモ属植物の生茎葉、茄子科植物及びサツマイモ属植物の生植物の地下部	[日本]北海道・九州を除く全地域 [アメリカ]メリーランド、ペンシルベニア、ウェストバージニア、ニューヨーク、ユタ、ネブラスカ、カリフォルニア、モンタナ、アリゾナ、コロラド、ニューメキシコ、ノースダコタ、カンザス、ワイオミング、デラウェア、オクラホマ、サウスダコタ、ネバダ州を除く全地域 [オーストラリア]ビクトリア、ウェストオーストラリア州を除く全地域	ジャガイモ癌種病菌 [<i>Synchytrium endobioticum</i>] ジャガイモやせいも病ウイルス [<i>Potato spindle tuber viroid</i>] ジャガイモシストセンチュウ [<i>Globodera rostochiensis</i>] ジャガイモシロシストセンチュウ [<i>Globodera pallida</i>] コロラドハムシ [<i>Leptinotarsa decemlineata</i>] タバコベと病菌 [<i>Peronospora tabacina</i>]
品目別	輸入許容地域							
茄子科植物の生茎葉	[日本]北海道、九州を除く全地域							
サツマイモ属植物の生茎葉、茄子科植物及びサツマイモ属植物の生植物の地下部	[日本]北海道・九州を除く全地域 [アメリカ]メリーランド、ペンシルベニア、ウェストバージニア、ニューヨーク、ユタ、ネブラスカ、カリフォルニア、モンタナ、アリゾナ、コロラド、ニューメキシコ、ノースダコタ、カンザス、ワイオミング、デラウェア、オクラホマ、サウスダコタ、ネバダ州を除く全地域 [オーストラリア]ビクトリア、ウェストオーストラリア州を除く全地域							
8. 茄子科植物の生果実	- アジア:台湾、アラブ首長国連邦、レバノン、ミャンマー、シリア、ヨルダン、イラク、イラン、イスラエル、トルコ、イエメン - ヨーロッパ:全地域 - アフリカ:リビア、モロッコ、アルジェリア、エジプト、チュニジア - 北アメリカ:グアテマラ、メキシコ、アメリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、ジャマイカ、カナダ、キューバ、ハイチ、ホンジュラス、ニカラグア、プエルトリコ、コスタリカ - 南アメリカ:ブラジル、アルゼンチン、チリ、ウルグアイ、ベネズエラ - オセアニア及び太平洋地域:オーストラリア - アルメニア、アゼルバイジャン、ウクライナ、モルドバ、リトアニア、グルジア	タバコベと病菌 [<i>Peronospora tabacina</i>]						
9. 梨科、桃属植物及び木苺属植物の苗木、接ぎ穂、挿し穂など栽植用の植物(種を除く)と生果実(桃属植物を除く)	- 世界全地域(日本及び台湾を除く)	ナシ枝枯細菌病 [<i>Erwinia amylovora</i>] [Apple proliferation phytoplasma] [Plum pox virus]						

禁止植物	禁止地域	禁止病害虫
10. ミカン科、ネナシカズラ類及びパラミツの苗木、接ぎ穂、挿し穂など栽植用植物(種子を除く)	- アジア:中国、インド、台湾、インドネシア、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、タイ、ネパール、イエメン、ブータン、パキスタン、サウジアラビア、日本(沖縄県の北緯27度58分以南地域及び喜界島に限る)、バングラデシュ、カンボジア、ラオス、ベトナム、スリランカ、イラン - アフリカ:モーリシャス、レユニオン、コモロ、エチオピア、ケニア、マダガスカル、南アフリカ共和国、スワジランド、ジンバブエ、ブルンジ、カメルーン、タンザニア、中央アフリカ、マラウイ、ルワンダ、ソマリア、チュニジア - 北アメリカ:アメリカ(フロリダ、ルイジアナ州サウスカロライナ、ジョージア州、ヴァージン諸島のみが該当する)、メキシコ(Yucatan, Nayarit, Jalisco, Quintana Roo, Campeche, Colima, Sinaloa, Michoacan 州のみが該当する)、ベリーズ、キューバ、ドミニカ共和国、プエルトリコ、コスタリカ(Los Chiles San Carlos, Guatuso, Upala, La Cruz 地域のみが該当する) - 南アメリカ:ブラジル - オセアニア及び太平洋地域:パプアニューギニア、東ティモール	カンキツグリーンング病 [<i>Citrus huanglongbing</i> (greening) disease]とその分布地域の媒介虫 [<i>Diaphorina citri</i> 、 <i>Trioza erytreae</i>]
11. ぶどうの苗木、接ぎ穂、挿し穂など栽植用植物(種子を除く)	- アジア:台湾 - ヨーロッパ:フランス、ドイツ、イタリア、セルビア・モンテネグロ、クロアチア、スロベニア、スペイン - 北・中央アメリカ:アメリカ、カナダ、メキシコ、コスタリカ - 南アメリカ:アルゼンチン、ベネズエラ、パラグアイ、ブラジル	葡萄黄金病 [<i>Grapevine flavescence doree phytoplasma</i>] [<i>Xylella fastidiosa</i>]
12. アボカド、パイナップル、ライチ、 <i>Indigofera hirsuta</i> 、テーダ松、 <i>Pinus elliottii</i> 、ツルナシインゲンマメ、オクラ、スイカ、大根、ゴーヤー、唐辛子、トマト、カボチャ、メロン、ニラ、クチナシ、カンナ、茶、コーヒー、ショウガ、アルファルファ、胡椒、サツマイモ、サトウキビ、大豆、とうもろこし、ピーナッツ(ピーナッツの殻のない種子は除く)、ピンロウ、ココナッツ椰子、ウコン、ニンジン、イヌホオズキの生植物の地下部、芭蕉属植物、ミカン科植物、カラテア属、アンスリウム属植物、フダンソウ属植物、ヤムイモ属、梨属植物の生植物、フィロデンドロン属、マランタ属、ストロマンテ属、 <i>Ctenonthe</i> 属、アボカド属、ストレリチア属、ジャスミン属、カンノンチク属、ヘリコニア属の生植物の地下部	- 北アメリカ:アメリカ、カナダ、メキシコ - 中央アメリカ:全地域 - 南アメリカ:全地域 - アフリカ:全地域 - アジア:インド、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、スリランカ、タイ、ブルネイ、レバノン、オマーン、シンガポール、イエメン - ヨーロッパ:ベルギー、フランス、ドイツ、ポルトガル、イタリア、オランダ、ポーランド、スロベニア - オセアニア及び太平洋地域:オーストラリア(タスマニア州は除く)、パラオ、グアム、ミクロネシア、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島、ポリネシア、フィジー、ハワイ諸島	カンキツネモグリセンチュウ [<i>Radopholus citrophilus</i>] バナナネモグリセンチュウ [<i>Radopholus similis</i>]
13. 松属植物、カラマツ属植物、ヒマラヤ杉属植物の苗木類、木材類(検疫検査本部長が定めて告示した加工木材類は除く)	- アジア:日本、中国、台湾、ベトナム - 北アメリカ:アメリカ、カナダ、メキシコ - ヨーロッパ:ポルトガル	松材線虫病 [<i>Bursaphelenchus xylophilus</i>] とその分布地域の媒介虫 [<i>Monochamus alternatus</i> , <i>Monochamus carolinensis</i>] [<i>Cronartium colesporioides</i>]
14. <i>Acer macrophyllum</i> , <i>Aesculus californica</i> , <i>Arbutus men</i>	- ヨーロッパ:ドイツ、オランダ、イギリス、スペイン、ベルギー、フランス、スウェーデン、イタリア、デンマーク、ノルウ	カン突然枯死病菌 [<i>Phytophthora ramorum</i>]

禁止植物	禁止地域	禁止病害虫
<p>ziesii, Arctostaphylos manzanita, Calluna vulgaris, Camellia spp, Fraxinus excelsior, Gris eliria littoralis, Hamamelis virginiana, Heteromeles arbutifolia, Lithocarpus densiflorus, Lonicera hispidula, Maianthemum racemosum(Smilacina racemosa), Photinia fraseri, Pieris formosa, Pieris formosa P. japonica, P. floribunda P. japonica, Pieris japonica, Pseudotsuga menziesii var. menziesii, Quercus spp., Frangula californica, Rhododendron spp., Rosa gymnocarpa, Sequoia sempervirens, Trientalis latifolia, Umbellularia californica, Vaccinium ovatum, Viburnum spp., Acer pseudo-platanus, Aesculus hippocastanum, Adiantum aleuticum, Adiantum-jordanii, Castanea sativa, Fagus sylvatica, Frangula purshiana(=Rhamnus purshiana), Kalmia spp., Larus Nobilis, Magnolia doltsop a, Parrotia persica, Pieris spp., Salix caprea, Syringa vulgaris, Taxus baccata の苗木(接ぎ木を含む)・接ぎ穂・挿し穂等, 栽植用植物(種子を除く)と樹皮がついている木材類</p>	<p>エー、アイルランド、スロベニア、ポーランド、スイス 北アメリカ:アメリカ(カリフォルニア州 Marin、Monterey、Napa、San Mateo、Santa Clara、Santa Cruz、Sonoma、Alameda、Solano、Mendocino、Humboldt、Contra Costa、Lake、San Francisco カウンティ、オレゴン州 Curry カウンティ及びニューヨーク州 Nassau カウンティに限る)</p>	

※ 備考

1. 上表の輸入禁止植物のうち、法第 10 条第 2 項第 2 号により輸入禁止植物に棲息する病害虫に対する危険管理案をその輸出国が提示し、農林水産食品部長官が植物に棲息する病害虫に対する危険管理案の妥当性について病害虫危険分析を実施した結果、国内植物に被害を与える恐れがないと認めて告示した地域の植物は除く。
2. 上表の第 1 号、第 2 号、第 7 号及び第 9 号の輸入禁止地域には北朝鮮は含まれない。

3) 水産物の寄生虫および微生物に係る規格基準

指定検疫物の水産動物伝染病の項目と基準は図表 50 に示すとおりである(水産生物疾病管理法第 27 条、水産生物疾病管理法第 29 条、「輸出入の指定検疫物の検疫方法及び基準等に関する告示」(農林水産検疫検査本部告示) 第 6 条、別表 4)。

図表 50 指定検疫物の水産動物伝染病の項目と基準

伝染病の項目		指定検疫物	判定	備考	
病名	病原体	学名	基準	英名	名称
1 流行性造血器壊死症 (Epizootic haematopoietic necrosis, EHN)	Epizootic haematopoietic necrosis virus (EHNV)	<i>Perca fluviatilis</i>	陰性	Redfin perch	ヨーロピアンパーチ
		<i>Oncorhynchus mykiss</i>	陰性	Rainbow trout	ニジマス
		<i>Macquaria australasica</i>	陰性	Macquarie perch	マッコリーパーチ
		<i>Bidyanus bidyanus</i>	陰性	Silver perch	シルバーパーチ
		<i>Gambusia affinis</i>	陰性	Mosquito fish	カダヤシ
		<i>Galaxias olidus</i>	陰性	Mountain galaxias	マウンテンギャラキシアス
		<i>Maccullochella peellii</i>	陰性	Murray cod	マーレーコッド
		<i>Salmo salar</i>	陰性	Atlantic salmon	タイセイヨウサケ
2 コイウイルス血症 (Spring viraemia of carp, SVC)	Spring viraemia of carp virus (SVCV)	<i>Cyprinus carpio</i>	陰性	Common carp	コイ、アユ、ニシキゴイ
		<i>Ctenopharyngodon idella</i>	陰性	Grass carp, white amur	ソウギョ
		<i>Hypophthalmichthys molitrix</i>	陰性	Silver carp	ハクレン
		<i>Hypophthalmichthys nobilis</i>	陰性	Bighead carp	コクレン
		<i>Carassius carassius</i>	陰性	Crucian carp	フナ
		<i>Carassius auratus</i>	陰性	Goldfish	キンギョ
		<i>Tinca tinca</i>	陰性	Tench	テンチ
		<i>Silurus glanis</i>	陰性	Sheatfish, European catfish, wels	ヨーロッパナマズ
		<i>Leuciscus idus</i>	陰性	Orfe	オルフェ
		<i>Rutilus rutilus</i>	陰性	Roach	ローチ
		<i>Danio rerio</i>	陰性	Zebrafish	ゼブラフィッシュ
		<i>Esox lucius</i>	陰性	Northern pike	ノーザンパイク
		<i>Poecilia reticulata</i>	陰性	Guppy	グッピー
		<i>Lepomis gibbosus</i>	陰性	Pumpkinseed	パンプキンシード
		<i>Oncorhynchus mykiss</i>	陰性	Rainbow trout	ニジマス
		3 ウイルス出血性敗血症 (Viral haemorrhagic septicaemia, VHS)	Viral haemorrhagic septicaemia virus (VHSV)	<i>Oncorhynchus spp.</i>	陰性
<i>Oncorhynchus mykiss</i>	陰性			Rainbow trout	ニジマス
<i>Gadus macrocephalus</i>	陰性			Pacific cod	マダラ
<i>Aulorhynchus flavidus</i>	陰性			Tubesnout	チューブスナウト
<i>Cymatogaster aggregata</i>	陰性			Shiner perch	シャイナーサーフパーチ
<i>Ammodytes hexapterus</i>	陰性			Pacific sandlance	キタイカナゴ
<i>Merluccius productus</i>	陰性			Pacific hake	シロガネダラ
<i>Theragra chalcogramma</i>	陰性			Walleye pollock	スケトウダラ
<i>Microgadus proximus</i>	陰性			Tomcod	小ダラ
<i>Gasterosteus aculeatus</i>	陰性	Threespined stickleback	イトヨ		

伝染病の項目		指定検疫物	判定	備考	
病名	病原体	学名	基準	英名	名称
3 ウイルス出血性敗血症 (Viral haemorrhagic septicaemia, VHS)	Viral haemorrhagic septicaemia virus (VHSV)	<i>Sardinops sagax</i>	陰性	Pilchard	マイワシ
		<i>Anoplopoma fimbria</i>	陰性	Black cod	ギンダラ
		<i>Parophrys vetulus</i>	陰性	English sole	カレイ
		<i>Thaleichthys pacificus</i>	陰性	Eulachon	キュウリウオ
		<i>Scomber japonicus</i>	陰性	Chub mackerel	サバ
		<i>Hypomesus pretiosus</i>	陰性	Surf smelt	チカ
		<i>Reinhardtius hippoglossoides</i>	陰性	Greenland halibut	カラスガレイ
		<i>Fundulus heteroclitus</i>	陰性	Mummichog	マミチヨグ
		<i>Paralichthys olivaceus</i>	陰性	Olive flounder	ヒラメ
		<i>Ammodytes personatus</i>	陰性	Pacific sand eel	イカナゴ
		<i>Gadus morhua</i>	陰性	Cod	タイセイヨウタラ
		<i>Melanogrammus aeglefinus</i>	陰性	Haddock	ハドック
		<i>Clupea spp.</i>	陰性	Herring	ニシン
		<i>Sprattus sprattus</i>	陰性	Sprat	ヨーロッパアン・スプラト
		<i>Enchelyopus cimbrius</i>	陰性	Fourbeard rockling	ヤマトヒゲダラ
		<i>Trisopterus esmarkii</i>	陰性	Norway pout	ノルウェーコダラ
		<i>Merlangius merlangus</i>	陰性	Whiting	ホワイティング
		<i>Micromesistius poutassou</i>	陰性	Blue whiting	プタスダラ
		<i>Argentina sphyraena</i>	陰性	Lesser argentine	カマスニギス
		<i>Trisopterus minutus</i>	陰性	Poor cod	プアコッド
		<i>Pleuronectes platessa</i>	陰性	Plaice	カレイ
		<i>Limanda limanda</i>	陰性	Dab	ニシマガレイ
		<i>Platichthys flesus</i>	陰性	Flounder	ヒラメ
		<i>Pomatoschistus minutus</i>	陰性	Sand goby	スナハゼ
		<i>Ammodytes spp.</i>	陰性	Sand eel	イカナゴ
		<i>Psetta maxima</i>	陰性	Turbot	イシヒラメ
		<i>Salmo salar</i>	陰性	Atlantic salmon	タイセイヨウサケ
		<i>Sebastes inermis</i>	陰性	Rockfish	メバル
		<i>Salmo trutta</i>	陰性	Brown trout	ブラウントラウト
		<i>Esox lucius</i>	陰性	Pike	ノーザンパイク
		<i>Thymallus thymallus</i>	陰性	Grayling	グレイリング
		<i>Coregonus spp.</i>	陰性	Whitefish	シロマス
		<i>Anguilla anguilla</i>	陰性	European eel	ヨーロッパウナギ
		<i>Micropterus salmoides</i>	陰性	Largemouth bass	オオクチバス
		<i>Salvelinus fontinalis</i>	陰性	Brook trout	カワマス
		<i>Oncorhynchus aguabonita</i>	陰性	Golden trout	ゴールドントラウト
		<i>Dicentrarchus labrax</i>	陰性	European sea bass	ヨーロッパアンシーバス
		<i>Salvelinus namaycush</i>	陰性	Lake trout	レイクトラウト
		<i>Hippoglossus hippoglossus</i>	陰性	Atlantic halibut	タイセイヨウオヒョウ
		<i>Acanthopagrus schlegelii</i>	陰性	Black sea bream, black porgy	クロダイ
		<i>Epinephelus akaara</i>	陰性	Red spotted grouper	キジハタ
		<i>Sebastes schlegelii</i>	陰性	Rockfish	クロソイ